

第 104 回安来市議会定例会 3 月定例会議

総務企画委員長報告

令和 8 年 3 月 24 日

去る 3 月 2 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案については、3 月 11 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第 33 号 安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び安来市長、副市長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議第 36 号 安来市携帯電話等エリア整備事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議第 42 号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

議第 43 号 安来市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議第 44 号 安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

以上 5 件は、全て全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第 36 号」について、委員より、「この条例の改正は、国の補助内容の変更に伴うものとのことだが、安来市にとって有利なものとなるのか伺う」との質問に対し、執行部からは、「事業に参画する業者の数が複数の場合は、補助率はこれまでと変わらないが、1 社の場合は国の補助金が 3 分の 2 から 2 分の 1 に減額となるため、市にとっては少し不利な変更となっている」との答弁でした。

「議第 42 号」について、委員より、「国の基準政令の改定は、何年かに 1 回など定期的に行われるのか、それとも物価高騰などの状況を受けて行われたのか伺う」との質問に対し、執行部からは、「国の基準政令はおよそ毎年改定され、金額も上がる人が多い」との答弁でした。

「議第 43 号」について、委員より、「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備は、個人が設置するものを除き届出を要するものとする」とあるが、一般家庭で設置する場合、

制限はないのか伺う」との質問に対し、執行部からは、「一般家庭に設置する場合も条例の基準が適用になる。届出は必要ないが、基準は守ってもらう必要がある」との答弁でした。

「議第 33 号」に関して、委員からの質疑等はありませんでした。

「議第 44 号」に関して、委員からは数件の確認がありましたが、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、総務企画委員長報告といたします。